

許可・認定申請手数料(R6.11.1～)

1/4

別表番号	事務の内容	手数料名	手数料	金額
48	法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項準用を含む)仮使用の認定申請に対する審査	検済を受ける前の仮使用認定	1件	¥126,000
48の2	法第18条第38項第1号又は第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項準用を含む)仮使用の認定申請に対する審査	検済を受ける前の仮使用認定(計通)	1件	¥126,000
49	法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置指定、変更又は廃止の申請に対する審査	道の位置指定、変更又は廃止の申請	1件	¥50,000
49の2	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請	1件	¥31,000
50	法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請	1件	¥36,000
51	法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公衆便所(バス停上家)等の道路内における建築許可申請	1件	¥36,000
52	法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	道路内における建築認定申請	1件	¥28,000
53	法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等道路内における建築許可申請	1件	¥160,000
54	法47条ただし書きの規定に基づく建築許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請	1件	¥160,000
55	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書(第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項 準用含む)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請	1件	¥180,000
56	法第51条ただし書(第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請	1件	¥160,000
56の2	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請	1件	¥28,000
57	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請	1件	¥160,000
58	法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請	1件	¥36,000
59	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請	1件	¥36,000
60	法第53条の2第1項第3号又は第4号(第57条の5第3項において準用する場合を含む)の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請	1件	¥160,000
61	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請	1件	¥28,000
61の2	法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請	1件	¥160,000
62	法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請	1件	¥160,000
63	法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請	1件	¥160,000
64	法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件	¥28,000
65	法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定申請	敷地の数が2の場合 1件につき 敷地の数が3以上の場合	¥110,000 ¥110,000に2を超える敷地の数に¥32,000を乗じて得た額を加算した額
66	法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消し申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の取消し申請	1件	¥6,400

別表番号	事務の内容	手数料名	手数料	金額
67	法第57条の4第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請	1件	¥160,000
67の2	法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請	1件	¥160,000
68	法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請	1件	¥160,000
69	法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請	1件	¥160,000
70	法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請	1件	¥160,000
71	法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内の建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請	1件	¥160,000
72	法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件	¥28,000
73	法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請	1件	¥160,000
74	法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区別して定める地区計画等の区域内の建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請	1件	¥28,000
75	法第68条の5の3第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請	1件	¥160,000
76	法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件	¥28,000
77	法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の建蔽率の特例認定申請	1件	¥28,000
78	法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請	1件	¥160,000
79	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請	1件	¥108,000
79の2	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請に対する審査	特別仮設興行場等建築許可申請	1件	¥195,000
80	法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請	建築物の数が2以下の場合 1件につき 建築物の数が3以上の場合 82,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	¥82,000
81	法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ)の数が1の場合 1件につき 建築物の数が2以上の場合 82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	¥82,000

許可・認定申請手数料(R6.11.1～)

3/4

別表番号	事務の内容	手数料名	手数料	金額
82	法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請	建築物の数が2以下の場合 1件につき	¥238,000
			建築物の数が3以上の場合 238,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	
83	法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ)の数が1の場合 1件につき	¥238,000
			建築物の数が2以上の場合 238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	
84	法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ)の数が1の場合 1件につき	¥82,000
			建築物の数が2以上の場合 82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	
85	法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく建築物の新築又は増築等に関する特例の許可申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請	建築物(位置敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1の場合 1件につき	¥238,000
			建築物の数が2以上の場合 238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	
86	法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し申請	6,900円に現に存する建築物の数に13,000円を乗じて得た額を加算した額	
87	法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件	¥28,000
87の2	法施行令第137条の12第6号の規定に基づく既存建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請	1件	¥28,000
87の3	法施行令第137条の12第7号の規定に基づく既存建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請	1件	¥28,000
87の4	法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請	1件	¥28,000
88	法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請	1件	¥28,000

許可・認定申請手数料(R6.11.1～)

4/4

別表番号	事務の内容	手数料名	手数料	金額
89	法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に関する認定申請	1件	¥28,000
96	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示する武蔵野市都市計画に定める高度地区内における建築物の高さの最高限度に関する特例の認定の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの最高限度を超える建築物の特例認定申請	1件	¥28,000
97	都市計画法第20条第1項の規定により告示する武蔵野市都市計画に定める高度地区内における建築物の高さの最高限度に関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの最高限度を超える建築物の特例許可申請	1件	¥160,000
98	マンション建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建て替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請	1件	¥160,000